

令和3年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験

募集案内（令和4年度採用予定）

令和3年10月

山口県教育委員会

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、実施内容の変更（試験の延期・試験会場の変更等）を行う場合があります。

変更がある場合は、山口県ホームページの「募集・試験案内」においてお知らせしますので、必ず確認をしてください。

また、第1次選考合格者については、選考結果をお知らせする通知に、第2次選考における留意事項（マスク着用の有無等）が記載されていますので、必ず確認の上、試験会場にお越しください。

1 職種、採用予定人員及び職務内容等

職種	スクールソーシャルワーカー（SSW）
採用予定人員	1名程度
職務内容等	<p>山口県教育委員会事務局、やまぐち総合教育支援センターにおいて、県内の県立学校及びその生徒・保護者への支援のほかに、子どもと親のサポートセンターや各市町のスクールソーシャルワーカーに対する指導助言（SV：スーパーバイズ）や、スクールソーシャルワーカー以外のセンター職員に対する専門家としての指導助言等を行うものとする。</p> <p>具体的な業務内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">○ スクールソーシャルワーカー人材の育成○ 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ○ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整○ 学校内におけるチーム体制の構築・支援○ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供○ 教職員等への研修活動○ 教育相談行政に関すること 等

2 採用予定日 令和4年4月1日

3 応募資格

次のいずれにも該当する者が応募できます。

- (1) 昭和37年（1962年）4月2日以降に生まれた者
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者
- (3) 令和3年10月31日時点で、都道府県及び市町村等のスクールソーシャルワーカーとして3年以上の活動実績のある者

- ・「活動実績」は、正規職員、会計年度任用職員、臨時職員、非常勤職員等任用形態を問わず、通算することができます。
- ・最終合格発表後、在職証明書等の活動実績が分かる書類を提出していただきます。

なお、活動実績が分かる書類は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、役職名、業務内容について在職していた勤務先等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

※ 活動実績等について質問がある場合は、11の「お問い合わせ先」に御連絡ください。

- (4) 上記（1）、（2）及び（3）にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 選考方法

- (1) 第1次選考

受験申込時に提出された論文及び職務等経歴書の内容を審査し、合格者を決定します。

選考結果は、12月3日に学校安全・体育課ホームページで行います。

合格者には2次選考の日時、方法等について通知します。

区 分	審 査 内 容	配 点
論文	思考力、判断力、表現力等の総合能力及び教育、福祉分野等に関する専門性について、論文の審査を行います。	50点

※ 合格後に論文の不正が判明した場合は、合格を取り消します。

- (2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して、面接を行い、合格者を決定します。試験は12月下旬を予定しております。

区 分	試 験 内 容	配 点
面接Ⅰ	人物、専門性等についての個人面接を行います。	100点

【採用時の職位の審査（実務経験が7年以上かつ30歳以上の者が対象）】

区 分	審 査 内 容	配 点
面接Ⅱ	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。	—

(3) その他

第1次選考、第2次選考（面接Ⅰ）において、一定の基準に満たない場合は不合格となります。

5 応募手続

(1) 応募書類の請求

応募に必要な書類は、山口県教育庁学校安全・体育課（〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号）に請求してください。学校安全・体育課のホームページからダウンロードすることもできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県スクールソーシャルワーカー応募書類請求」と朱書きし、住所、氏名及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cm程度の大きさ）を必ず同封してください。

(2) 提出書類

ア 第1次選考の課題（論文）を申込時に提出してください。

【論文課題】

下記の課題について、A4版用紙1枚（様式自由：1,200字以内）で記述してください。

※ 必ず冒頭に氏名を記入してください。

近年、児童生徒が抱える課題は、複雑化・多様化しています。これらの課題の解決に当たっては、スクールソーシャルワーカーの役割がますます大きくなっており、その資質能力の更なる向上が求められています。

本県スクールソーシャルワーカーの人材育成の必要性及びその取組について、あなたの考えを具体的に述べなさい。

イ 職務等経歴書（別紙様式）

※ 写真（縦4cm×横3cm）の裏に氏名を記載し、貼付してください。（6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの）

ウ 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格証明書の写し

(3) 提出方法

受付期間	令和3年11月1日（月）から令和3年11月22日（月）まで
提出方法	上記提出書類に必要事項を記入し、下記提出先へ郵送してください。 郵送にあたっては、封筒の表に「山口県スクールソーシャルワーカー採用応募書類在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。 令和3年11月22日（月）までの消印のあるものは有効とします。
提出先	山口県教育庁学校安全・体育課 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

(4) その他

応募書類は返却しませんので、御注意ください。

6 採用時の任用について

- (1) 採用時は、原則として一般職（主事級スクールソーシャルワーカー）としての任用になります。
- (2) 合格者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士として教育・福祉分野の実務経験が7年以上かつ30歳以上の者については、別途、職務等経歴書及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（主任主事級スクールソーシャルワーカー、主任級スクールソーシャルワーカー、主査級スクールソーシャルワーカー）について審査を行います。

7 合格者の発表

- (1) 令和3年12月下旬（予定）に文書で可否を通知します。
- (2) 併せて、学校安全・体育課のホームページ内に、合格者の受験番号を掲載します。

8 合格から採用まで

- (1) 採用の内定
令和3年12月下旬（予定）までに、内定者に文書で通知します。
- (2) 合格者の採用
原則として、令和4年4月1日付けの採用となります。

9 給与

給料は、各人の経歴等によって異なりますが、採用時の年齢が40歳で教育・福祉分野における職務経験が18年以上の場合、初任給は302,200円です（令和3年4月1日現在）。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10 選考結果の開示

- (1) この選考の結果については、山口県個人情報保護条例第19条の規定により、下表に基づき、口答による開示の申出をすることができます。

選考	開示の申出 ができる者	開示 内容	開示期間	開示場所
第1次選考	受 験 者	得点 及び 順位	各選考の合格発表日から1年間	山口県教育庁学校安全・体育課 (山口県庁本館棟14階)
第2次選考				

- (2) 電話、ハガキ等による開示の申出はできません。
- (3) 開示を申し出る場合は、運転免許証など本人確認ができるものを持参のうえ、開庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、本人が直接開示場所へおいでください。

11 お問い合わせ先

山口県教育庁学校安全・体育課
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電話 083-933-4670